運営基準自己点検シート(訪問看護)

「条例」:福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成24年12月28日福島県条例第80号)

「規則」:福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(平成25年3月29日福島県規則第42号)

「国解釈通知」:指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

(平成11年9月17日老企第25号)

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	通	百否	:
第1節 基本方針	-				
指定居宅サービスに該当する訪問看護 (以下「指定訪問看護」という。)の事業 は、要介護状態となった場合においても、 その利用者が可能な限りその居宅におい て、その有する能力に応じ自立した日常生 活を営むことができるよう、その療養生活 を支援し、心身の機能の維持回復及び生活 機能の維持又は向上を目指すものでなけれ ばならない。	条例第63 条		適	•	否
第2節 人員に関する基準					
1. 看護師等の員数					
(1) 指定訪問看護の事業を行う。) 「指定訪問看護事事事」という。) が訪問看護事事事事」という。) が訪問看護事事事がう。) が訪問看護事事がう。) が訪問看護事業所」との指定に護の を発生に、の各類のととおりという。 を持っているとおりという。 を表に、大の種類のとおりという。 を表に、大のを表に、 一護事業のの指定訪問者を で、は診療所以外の指看護の で、は診療所以外の指看護の を表において「看護職 (以下によいう。) がる後継のののでは、 でののであるとは、 であるとは、 であるによいて、 、所に、 、ののでは、 、ののでは、 、のであるに、 、のであるに、 、のであるに、 、のであるに、 、のであるに、 、のであるに、 、のであるに、 、のであるに、 、であるに、 、であるに、 、に、 、に、 、に、 、に、 、に、 、に、 、に、	条例第64 条第1項 条第2項	(1) 看護師等の員数 電話師等の員数 指表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	窗	•	否
1 条例第64条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 指定訪問看護ステーション次のア又はイに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準を満たすものであること。ア 看護職員(条例第64条第1項第1号アに規定する看護職員をいう。以下この条おいて同じ	規則第12 条第1項	看護の提供に当たる看護職員を適当数置 かなければならない。			

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
。) 常勤換算方法で2.5以上 となる員数 イ 理学療法士、作業療法士又 は言語聴覚士 指定訪問看護 ステーションの実情に応じた 適当数 二 指定訪問看護を担当する医療 機関指定訪問看護の提供に当た る看護職員について適当数 2 条例第64条第1項第1号アの看護	規則第12		
職員のうち1名は、常勤でなけれ ばならない。	条第2項		
(3) 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者(予防基準条例条第64条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(予防・基準条例条第63条に規定する同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例条第64条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。	条例第64 条第3項		
(4) 指定訪問看護事業者系 一時時期看護事第3条 (4) 指定訪問看護事第3条 一時時期報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報	条例第64 条第4項	③ ない は で は かっとい が で が で と の で が で と の で が で と の で が で と の で が で と の で が で と の で が で と で で で で で で で で で で で で で で で で	
(5) 指定語報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報	条例第64条第5項	員配置基準を満たしているものとみなされている場合については、当該指定訪問看護事業の人員配置基準を満たしていることをもって別の指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業等の看護職員の人員配置基準を満たしているものとはみなされないので留意すること。	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
	Į.	1	<u>'</u>
(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	条例第65条第1項	(2) 指定訪問看護ステーションの管理者 ① 訪問看護ステーションの管理者常	適 • 否
(2) 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	条例第65 条第2項	護職員としての職務に従事する場合 ロ 当該指定訪問看護ステーションが健 康保険法による指定を受けた訪問看護 ステーションである場合に、当該訪問 看護ステーションの管理者又は看護職	
る場合は、この限りでない。 (3) 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。	条例第65条第3項	個人 「大大」 「大大) 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大) 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大」 「大大) 「大大」 「大大) 「大大」 「大大) 「大大 「大大	
		② 指管理者 は、では、 を理想を は、る保健師法 に、 では、 では、 のとは看護の規定を命ど。 に、 のと、 では、 のと、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに	
		④ 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護 又は訪問指導の業務に従事した経験の ある者である必要がある。さらに、管 理者としての資質を確保するために関	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		連機関が提供する研修等を受講してい ることが望ましい。	

第3節 設備に関する基準

設備及び備品等

- (1) 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。
- (2) 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- (3) 指定訪問看護事業者が指定介護予防 訪問看護事業者の指定を併せて受け、 かつ、指定訪問看護の事業と指定介護 予防訪問看護の事業とが同一の事業所 において一体的に運営されている場合 については、予防基準条例第66条第1 項又は第2項に規定する設備に関する 基準を満たすことをもって、第1項又 は前項に規定する基準を満たしている ものとみなすことができる。

条例第66 条第1項

条例第66

条第2項

条例第66

条第3項

(1) 指定訪問看護ステーションの場合

適 •

- ② 事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。
- ③ 指定訪問看護に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。

ただし、他の事業所、施設等と同一 敷地内にある場合であって、指定訪問 看護の事業又は当該他の事業所、施設 等の運営に支障がない場合は、当該他 の事業所、施設等に備え付けられた設 備及び備品等を使用することができる ものとする。

(2) 指定訪問看護を担当する医療機関の 場合

- ① 指定訪問看護を担当する病院又は診療所には、指定訪問看護の事業を行うために必要な専用の区画を設ける必要がある。なお、業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。
- ② 指定訪問看護事業に必要な設備及び 備品等を確保する必要がある。ただ し、設備及び備品等については、当該 医療機関における診療用に備え付けら れたものを使用することができるもの である。

第4節 運営に関する基準

1. 内容及び手続の説明及び同意

- (1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第76条に規定する運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書による利用申込者の同意を得なければならない。
- (2) 指定訪問看護事業者は、利用申込者 又はその家族からの申出があった場合 には、前項の規定による文書の交付に 代えて、次項で定めるところにより、 当該利用申込者又はその家族の承諾を

条例第78 条(第8条 第1項準 用) (2) 内容及び手続の説明及び同意

居宅基準第8条は、指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利力をでした。当該指定訪問看護を提供の開始に際し、当該指定訪問看護事業所の運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の相等の対応、苦情処理の体制等の対応、事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定訪問看護事業者が、他の場で、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を

行い、当該事業所から指定訪問看護の提供

条例第78 条(第8条 第2項準 用)

訪問看護

適・否

4

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則に定めるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。		を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問看護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 することが望ましいものである。	
1 条例第78条において準用する条例第8条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。	規則第13 条(第4条 1項準用)		
一 電子情報処理組織(指定訪問 看護事業者の使用に係る電子計 算機と利用申込者又はその家族 の使用に係る電子計算機とを電 子通信回線で接続した電子情報 処理組織をいう。)を使用する 方法のうちア又はイに掲げる方 法			
ア 指定訪問看護事業者の使用 に係る電子計算機と利用申込 者又はその家族の使用に係る 電子計算機とを接続する電気 通信回線を通じて送信し、受 信者の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルに記録 する方法			
イ 指定訪問看護事業所の使用 に係る手事算機にれた条例 第78条第1項に規定を 第8条第1項信は規定を 第8条第1項信は現定を 第8条第1項信は 第8条第1項信は 第8条第1項信は 第8条第1項信は 第8条第1項信 第8条第1項信 第8条第1項信 第8条第1項信 第8条第1項信 第8条第1項信 第8条第1項信 第8条第1項信 第8条第1項信 第8条章 第一次 第8条章 第日 第日 第日 第日 第日 第日 第日 第日 第日 第日			
第1項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに条例第78条において準用する条例第8条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法			
2 前項に掲げる方法は、利用申込 者又はその家族がファイルへの記 録を出力することによる文書を作 成することができるものでなけれ ばならない。	規則第13 条(第4条 2項準用)		
はならない。 (3) 指定訪問看護事業者は、前項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	条例第78 条(第8条 第3項準 用)		

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
一 前項の規則に定める方法のうち指 定訪問看護事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式			
(4) 前項の規定による承諾を得た指定訪問看護事業者は、当該利用申込者又は宅破的方法により電磁的方法により電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	条例第78 条(第8条 第4項準 用)		
2. 提供拒否の禁止	•		
指定訪問看護事業者は、正当な理由なく 指定訪問看護の提供を拒んではならない。	条例第78条 (第9条 準用)	(3) 提供拒否の禁止 居宅基準第9条は、指定訪問看護事業者は、 原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要 介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を 拒否することを禁止するものである。〔中略〕 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合 とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該 事業所の通常の事業の実施地域外である場合、 その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看 護を提供することが困難な場合である。	適・否
3. サービス提供困難時の対応			
指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。	条例第67 条	(1) サービス提供困難時の対応 指定訪問看護事業者が、指定訪問看護 の提供を拒否する正当な理由としては、 第3の1〔訪問介護〕の3の(3)〔上記〕に 示した理由のほか、利用申込者の病状等 により、自ら適切な訪問看護の提供が困 難と判断した場合が該当するが、これら の場合には、居宅基準第63条の規定により、指定訪問看護事業者は、主治医及び 居宅介護支援事業者への連絡を行い、適 当な他の指定訪問看護事業者等を紹介す る等の必要な措置を速やかに講じなけれ ばならない。	· 否
4. 受給資格の確認		·	
(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定(法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。)の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。	条例第78 条(第11条 第1項準 用)	(5) 受給資格等の確認 ① 居宅基準第11条第1項は、指定訪問看護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。	適・否
(2) 指定訪問看護事業者は、前項の被保 険者証に、法第73条第2項に規定する 認定審査会意見が記載されているとき は、当該認定審査会意見に配慮して、 指定訪問看護を提供するように努めな	条例第78 条(第11条 第2項準 用)	② 同条第2項は、利用者の被保険者証に、 指定居宅サービスの適切かつ有効な利用 等に関し当該被保険者が留意すべき事項 に係る認定審査会意見が記載されている ときは、指定訪問看護事業者は、これに	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	道	哲
ければならない。		配慮して指定訪問看護を提供するように 努めるべきことを規定したものである。		
. 要介護認定の申請に係る援助		I		
(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	条例第78 条(第12条 第1項準 用)	(6) 要介護認定の申請に係る援助 ① 居宅基準第12条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の動力が申請時に遡ることを踏まえり、険給付の対象となり得ることを踏まえが保険、指定訪問看護事業者は、いことを確認した場合には、要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定を確認した場合には、かどうかを確認し、利用申込者の意思を踏まえて速やかに判論が行われていない場合は、やかに前が行われるよう必要な援助を行わればならないこととしたものである。	適	• 7
(2) 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともま該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	条例第78 条 (第12条 第2項準 用)	② 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるがある。		
5. 心身の状況等の把握				
指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の 提供に当たっては、利用者に係る居宅介 支援事業者が開催するサービス担当者会譲 (指定居宅介護支援等の事業の人員及び追 営に関する基準(平成11年厚生省令第38 号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。第13条第9号等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	隻 条(第13条 準用)		適	• 2
7. 居宅介護支援事業者等との連携			I	
(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。	条例第68 条第1項		適	• 7
(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	条例第68条第2項			
3. 法定代理受領サービスの提供を受けるだ	- みの揺曲			
3. 法定代理受領サービスの提供を受ける が 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の		(7) 法定代理受領サービスの提供を受け	適	•
提供の開始に際し、利用申込者が介護	条(第15条	るための援助	~=	,

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号の別下「省令」という。)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用ス計画(法8条第23項に規定する居宅を居宅を居宅を居に入び、日本では、当までは、当までは、当までは、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年	準用)	居宅基準第15条は、介護保険法施利用額64条第1号イ理に該当する利用額64条第1号イ理の提供とが著名当してきないできな、たない問看にできな、ない問題がある。という。 「本行の表に関いて表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ない問題を表して、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、は、いいのでは、いいのでは、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、は、いいのでは、いいのでは、いいのでは、は、いいのでは、いいいのでは、いいので	
9. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提	 供		·
指定訪問看護事業者は、居宅サービス計画(省令第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しなければならない。	条例第78条(第16条準用)	※ 「施行規則第64条第1号ハ及びニに規 定する計画」とは、小規模多機能型居 宅介護事業所で作成した居宅サービス 計画(ハ)及び被保険者(利用者)が自分 で作成し、市町村に届け出た計画(ニ) をいう。	適・否
10. 居宅サービス計画等の変更の援助			
指定訪問看護事業者は、利用者が居宅 サービス計画の変更を希望する場合は、当 該利用者に係る居宅介護支援事業者への連 絡その他の必要な援助を行わなければなら ない。	条例第78条(第17条	(8) 居宅サービス計画等の変更の援助 居宅基準第17条は、、	適・否
11. 身分を証する書類の発行			
指定訪問看護事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。		(9) 身分を証する書類の携行 居宅基準第18条は、利用者が安心して、 指定訪問看護事と出き、当該指定訪問看護事業者に身分を初らかに問す 護事業所の看して、対して、 指定訪問看護事等に身分を初らかに問する証書や名札等を携行させ、初められたのであるが、では、これを提示するには、おいてはならないこととしたもので看きる。 この名称、当該看護師等の写真の貼けや職能の記載を行うことが望ましい。	適 • 否

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
12. サービスの提供の記録			
(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。	条例第78 条(第19条 第1項準 用)	(10) サービスの提供の記録 ① 居宅基準第19条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。	· 否
(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	条例第78 条(第19条 第2項準 用)	② 同条第2項は、当該指定訪問看護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、文書の情報を利用者に対して提供しなければならないことしたものである。また「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する、手帳等に記載するなどの方法である。	
(1) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	条例第69 条第1項	(2) 利用料の受領 ① 居宅基準第66条第1項、第3項及び第4項については、第3の一の3の(11)の①、③及び④を参照されたいこと。 ※ 第3の一の3の(11) ① 居宅基準第20条第1項は、指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問看護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。	適 • 否
(2) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看支払を提供したときにその利用者から可力 を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービ1年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付者しくは高齢者の医療の医療のとは間は、1項に規定する療養の給付者して財力を発育1項に規定する療養の給付者して財力を発育1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。	条例第69条第2項	② 居宅基準第66条第2項は、利用方法 間の 公司	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適	否
		イ 利用者に、当該事業が指定訪問看 護の事業とは別事業であり、当該 サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明 し、理解を得ること。 ロ 当該事業の目的、運営方針、利用 料等が、指定訪問看護事業所の運営 規程とは別に定められていること。 ハ 会計が指定訪問看護の事業の会計 と区分されていること。		
(3) 指定訪問看護事業者は、前2項の支 払を受ける額のほか、利用者の選定に より通常の事業の実施地域以外の地域 の居宅において指定訪問看護を行う場 合は、それに要した交通費の額の支払 を利用者から受けることができる。	条例第69 条第3項	③ 同条第3項は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。		
(4) 指定訪問看護事業者は、前項の費用 の額に係るサービスの提供に当たって は、あらかじめ、利用者又はその家族 に対し、当該サービスの内容及び費用 について説明を行い、利用者の同意を 得なければならない。	条例第69 条第4項	④ 同条第4項は、指定訪問看護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。		
14. 保険給付の請求のための証明書の交付				
指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	条例第78条 (第21条 準用)	(12) 保険給付の請求のための証明書の交付 交付 居宅基準第21条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。	適	· 否
15. 指定訪問看護の基本取扱方針				
(1) 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。	条例第70 条第1項	(3) 指定訪問看護の基本取扱方針及び具体的取扱方針 居宅基準第67条及び第68条にいう指定訪問看護の取扱方針において、特に留意すべきことは、次のとおりであること。 ① 指定訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行うこととしたものであること。	適	• 否
(2) 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	条例第70 条第2項	② 指定訪問看護の提供については、目標 達成の度合いやその効果等について評価 を行うとともに、訪問看護計画の修正を 行い改善を図る等に努めなければならな いものであること。		
16. 指定訪問看護の具体的取扱方針				
看護師等の行う指定訪問看護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。	条例第71 条	(3) 指定訪問看護の基本取扱方針及び具 体的取扱方針	適	· 否
一 指定訪問看護の提供に当たっては、 主治の医師との密接な連携及び第73条 第1項に規定する訪問看護計画書に基 づき、利用者の心身の機能の維持回復		③ 利用者の健康状態と経過、看護の目標 や内容、具体的な方法その他療養上必要 な事項について利用者及び家族に理解し		

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
これの これの に供に には用な指 では、 を指切したいとの でのい明問者とした。 では、 を指切したが、行うさいとの がでいい明問者とした。 では、 を指切したが、 ののもの ののもの ののもの ののもの ののもの ののの のの		・ 当身合 東びびれれ てつとは又いな的様況ないなり様況ないなり様況ないで、 はより合い 東京 は 世間 といる は は を で は は を で が で が で が で が で が で が で が で が で が で	
		1	
(1) 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。	条例第72条第1項	(4) 主治医との関係 ① 指定訪問看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指指の文書(以下、第3の三において請問看護が完計している。)に基づき指定訪問看護が行われるよう。主治医と担当するは、指定訪問看護の監督等必要な管理を行わなければならないこととは、利用申込者の選定により加療数の医師から指示書のを受けることはできないものであること。	適・否
(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看 護の提供の開始に際し、主治の医師に よる指示を文書で受けなければならな い。	条例第72 条第2項	② 居宅基準第69条第2項は、指定訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものであること。	
(3) 指定訪問看護事業者は、主治の医師 に次条第1項に規定する訪問看護計画 書及び次条第5項に規定する訪問看護 報告書を提出し、指定訪問看護の提供 に当たって主治の医師との密接な連携 を図らなければならない。	条例第72 条第3項	③ 指定訪問看護事業所の管理者は、主 治医と連携を図り、適切な指定訪問看 護を提供するため、定期的に訪問看護 計画書及び訪問看護報告書を主治医に 提出しなければならないこと。	
(4) 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の規定による訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。	条例第72 条第4項	④ 指定訪問看護事業所が主治医に提出する訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、書面又は電子的な方法により主治医に提出できるものとする。ただし、電子的方法によって、個々の利用者の訪問看護に関する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		確保するとともに、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI:Healthcare Public Key Infrastructure)による電子署名を施すこと。 ⑤ 指定訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接な連携を図ること。	
		⑥ 保険医療機関が指定訪問看事業者である場合には、主治医の指示は診療録に記載されるもので差し支えないこと。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えないこと。	
8. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の何	作成		
(1) 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。	条例第73 条第1項	(5) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 ① 居宅基準第70条は、看護師等(准看護師を除く。)が利用者ごとに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成することとしたものである。	· 酒 · 否
		② 看護師等は、訪問看護計画書には、 利用者の希望及び心身の状況、主治医 の指示等を踏まえて、看護目標、具体 的サービス内容等を記載する。なお、 既に居宅サービス計画等が作成されて いる場合には、当該計画に沿って訪問 看護の計画を立案する。	
2) 看護師等は、既に居宅サービス計画 等が作成されている場合は、当該計画 の内容に沿って訪問看護計画書を作成 しなければならない。	条例第73 条第2項	 ③ 看護師等は、訪問看護計画書の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要がある。 ④ 訪問看護計画書は、居宅サービス計画に沿ってものである。なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画書が居宅サービス計画をおいた場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 	
3) 看護師等は、訪問看護計画書の作成 に当たっては、その主要な事項につい て利用者又はその家族に対して説明 し、利用者の同意を得なければならな い。	条例第73条第3項	⑤ 訪問看護計画書は、利用者の希望、 主治医の指示及び心身の状況を踏まえ て作成されなければならないものであ り、サービス内容等への利用者の意向 の反映の機会を保障するため、看護師	
(4) 看護師等は、訪問看護計画書を作成 した際には、当該訪問看護計画書を利 用者に交付しなければならない。	条例第73条第4項	等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指護 業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合にであること等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。	
		⑥ 指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、居宅基準第69条第4項により、主治の医師への訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとされている	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
(5) 看護師等は、訪問日、提供した看護 内容等を記載した訪問看護報告書を作 成しなければならない。	条例第73 条第5項	ため、居宅基準第70条第4項に基づく訪問書書のではは、「等の報酬書をでは、「等の報酬を告書をでいては書きまる。 では、「第55号)を表表にでは、「のは、「のは、「のは、「のは、「のは、「のは、「のは、「のは、「のは、「の	
		略しても差し支えないこととする。 「おしても差し支えないこととする。 「おしても差し支えないこととする。 「おしても差し支えないこととではこれでは、 「ないこととではこれでは、 「ないこととではこれでは、 「ないこととでは、 「ないこととでは、 「ないことをとれて、 「ないことをとれて、 「ないことでは、 「はいことでは、 「はいことでは、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「	
(6) 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。	条例第73 条第6項		
(7) 前条第4項の規定は、訪問看護計画 書及び訪問看護報告書の作成について 準用する。	条例第73 条第7項	 御 指定訪問看護事業者は、主治医との連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。 ① 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問看護事業者については、第3の一の3の(4)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「訪問看護計画」と読み替える。 	
		※ 参考第三の3の(14)の⑥ ⑥ 指定居宅介護支援等平成11年早 一の3の人員生 一の多のの人員生 一の人員生 一のの人員生 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適	否
19. 同居家族に対する訪問看護の禁止				
指定訪問看護事業者は、看護師等にその 同居の家族である利用者に対する指定訪問 看護の提供をさせてはならない。	条例第74 条		適 •	· 否
	1			
指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を 受けている利用者が次の各号のいずれかに 該当する場合は、遅滞なく、意見を付して その旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なしに指定訪問看護の利 用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと 認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険 給付を受け、又は受けようとしたと き。	条例第78条(第26条準用)	(15) 利用者に関する市町村への通知 居宅基準第26条は、偽りその他不正な行為に よって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯 罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又 はその原因となった事故を生じさせるななした 者については、市町村が、法第22条第1項に基 づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条 に基近く保険給付の制限を行うことがでう利用者 に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に 通知しなければならない事由を列記したもので ある。	適 ・	· 否
21. 緊急時等の対応				
看護師等は、現に指定訪問看護の提供を 行っているときに利用者に病状の急変等が 生じた場合には、必要に応じて臨時応急の 手当を行うとともに、速やかに主治の医師 への連絡を行い指示を求める等の必要な措 置を講じなければならない。	条例第75 条		適	· 否
	1			
(1) 指定訪問看護事業所の管理者は、指定訪問看護事業所の管理者は、指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 (2) 指定訪問看護事業所の管理者は、性的な言動又は対と呼び行為等の外である。 (2) 指定訪問看護事業所の管理者は、性の必要な配慮に努めるものとする。 (3) 指定訪問看護事業所の管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者にこ婚の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	条例第78 条(第55条 第1項 用) 条例第78 条(第55条 第2項 用) 条例第78 条(第55条 第3項 用)	(4) 管理者の責務 居宅基準第52条は、指定訪問看護事業所の管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供を場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者定計を当業所の従業者に居宅基準の第4章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 ※ 「この節の規定」とは、訪問看護の運営に関する基準を指す。	適	· 否
23. 運営規程	1			
指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 五 通常の事業の実施地域		※ 第3の一の3(19)より [略]なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)。 ① 従業者の職種、員数及び職務の内容(第2号)	適	否

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
六 緊急時等における対応方法 七 虐待の防止のための措置に関する事項 八 その他運営に関する重要事項		従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、居宅基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない(居宅基準第8条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。)(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)。 ② 〔略〕	
		③ 利用料その他の費用の額(第4号) 「利用料」としては、法定代理受領 サービスである指定訪問看護に係る利 用料(1割負担、2割負担又は3割負担) 及び法定代理受領サービスでない指定 訪問看護の利用料を、「その他の費用 の額」としては、居宅基準第48条第3 項により徴収が認められている交通費 の額及び必要に応じてその他のサービ スに係る費用の額を規定するものであ ること〔略〕。	
		④ 通常の事業の実施地域(第5号) 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。 なお、通常の事業の実施地域は、利用 申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること〔略〕。	
		⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項(第7号) (31)の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)。	
24. 勤務体制の確保等			
(1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護事業所ごとに、看護う、指定訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。	条例第78 条(第31条 第1項準 用)	(21) 勤務体制の確保等 居宅基準第30条は、利用者に対する適切な指 定訪問看護の提供を確保するため、職員の勤務 体制等について規定したものであるが、次の点 に留意する必要がある。 ① 〔略〕	適・否
(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看 護事業所ごとに、当該指定訪問看護事 業所の看護師等によって指定訪問看護 を提供しなければならない。	条例第78 条(第31条 第2項準 用)	② 同条第2項は、当該指定訪問看護事業 所の看護師等によって指定訪問看護を 提供するべきことを規定したものであ るが、指定訪問看護事業所の看護師等 とは、雇用契約、〔中略〕その他の契 約により、当該事業所の管理者の指揮 命令下にある看護師等を指すものであ ること。〔以下略〕	
		※ 第3の三の3(10)より ② 準用される居宅基準第30条については指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		師等を明確にし、原則として月ごとの 勤務表を作成し、それらの者の職務の 内容、常勤・非常勤の別等を明確にす ること。なお、指定訪問看護事業所の 看護師等については労働者派遣法に規 定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る ものを除く。)であってはならないもの であること。	
(3) 指定訪問看護事業者は、看護師等の 資質の向上のために、その研修の機会 を確保しなければならない。	条例第78 条(第31条 第3項準 用)	③ 同条第3項は、当該指定訪問看護事業 所の従業者たる看護師等の質の向上を 図るため、研修機関が実施する研修や 当該事業所内の研修への参加の機会を 計画的に確保することとしたものであ ること。	
(4) 指定訪問看護事業者は、適切な指定 訪問看護の提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動であいる 優越的な関係を背景とした言動であった で業務上必要かつ相当な範囲を超えた ものにより看護師等の就業環境が明 れることを防止するための方針の明な 化等の必要な措置を講じなければならない。	条例第78条(第31条第4項準用)	① 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施用の接触の充法律項及び労働権の定定昭和の充実等に関するの名の表別では、第30条の2第1項の共進生活第132号)第30条の2第1項の規定には、第30条の2第1場には、上海の規定には、上海のの規定には、上海のおり、東州の大場では、上海の大場では、上海の大場では、上海の大場では、上海の大場では、上海の大場では、上海の大場では、上海の大場では、上海の大場では、上海の大場では、大場により、大学により、大学には、大学によりにより、大学によりにより、大学により、大学により、大学によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	
		イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場に関して雇用 を理と講ずべき措置の関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働場における優越的な関係を背景とした示第615号)及び事業主が職場に対した一級人でありな関係を関して配指針(中の行列のであるという。)において規定という。)において規定されたい内容は以下のとおりである。	
		a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	
		相談に対応する担当者をあらか じめ定めること等により、相談へ の対応のための窓口をあらかじめ 定め、労働者に周知すること。	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		なお、パワーハラスメント防止の ための事業主の方針の明確化等の措 置義務につは、女性の職業生活 における活躍の推進に関令和元年的 の一部を改明則第3条の規定に対 は、対して、 は、対して、 を改明則第3条のの安定 を改明則第3をでの規定を は、 をでは、 を定し、 を定し、 を定し、 を定し、 を定し、 を定し、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでして、 をでいい。 とないい。 とないい。 とないい。 とないい。 とないい。 とないい。 とないい。 とないい。 とさいい。 とない。 とな	
		中 事業で	
		加えて、都道府県において、地域 医療介護総合確保基金を活用した介 護職員に対する悩み相談窓口設置事 業や介護事業所におけるハラスメン ト対策推進事業を実施している場 合、事業主が行う各種研修の費用等 について助成等を行っていることか ら、事業主はこれらの活用も含め、 介護事業所におけるハラスメン 策を推進することが望ましい。	
25. 業務継続計画の策定等			
(1) 指定訪問看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措	条例第78 条(第31条 の2第1項 準用)	(6) 業務継続計画の策定等 居宅基準第74条の規定により指定訪問看護の事業について準用される居宅基準第30条の2の規定については、訪問入浴介護と同様であるので、第3の二の3の(7)を参照されたい。	適 ・ 否

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
置を講じなければならない。 (2) 指定訪問看護事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 (3) 指定訪問看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	条例第78 条(第31条 の2第2項 準用) 条(第31条 の2第3項 準用)	※第3の二の3の(7) ① 3の(7) ① 3の(7) ② 3の二の3の(7) ② 4年第54条により準用される浴子には、指定第30条には、指定が発生している。 1年 2 を事業者は、一人の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	
		② 業務継続計画には、、	
		イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整 備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健 所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携	
		③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員に共有するともに、平常時の対の理解の場合を行うももに、要性や、緊急時の対応についる。 職員分割を行うを組織的に浸透させてい教育の励資を対して、方のをは、一個の対象を対して、一個の対象を実施の、一個の対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	
26. 衛生管理等	•		
(1) 指定訪問看護事業者は、看護師等の 清潔の保持及び健康状態について、必 要な管理を行わなければならない。	条例第78 条(第32条 第1項準 用)	(7) 衛生管理等 居宅基準第74条の規定により指定訪問看護の 事業について準用される居宅基準第31条の規定 については、訪問入浴介護と同様であるので、 第3の二の3の(8)を参照されたい。	適 • 否
(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	条例第78条(第32条第2項準用)	 第3の二の3の(8) ① 居宅基準第54条の規定により指定訪問入浴介護の事業について準用される居宅基準第31条第1項及び第2項の規定については、訪問看護と同様であるので、第3の一の3の(23)の①を参照されたい。 	
		※ 第3の一の3の(23) ① 居宅基準第31条第1項及び第2項 は、指定訪問看護事業者は、看護師等 の清潔の保持及び健康状態の管理並び に指定訪問看護事業所の設備及び備と に指定訪問看護事業所の設備をことを 規定したものである。特に、 規定したものである。特に、 持定 ものである。 特に、 ものである。 特に、 ものである。 もに ものである。 もに ものである。 もに ものである。 もに ものである。 もに ものである。 もに ものに を ものた ものである。 もに ものに を ものた ものである。 もに もの を きこと を りな きこと もの を りな に もの を も に も の を も の を も の を も の た も の を り る 、 、 も に 、 も の た ら 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら 、 ら	
(3) 指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定訪問看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以	条例第78 条(第32条 第3項準 用)	※ 第3の二の3の(8) ② 同条第3項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	
電品表記での情報等」という。) を活用という。)を活用できたという。)を活力して行うことがきる回以上開催する。)をおおむね六月に一日開催するともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。 二 当該指定訪問看護事業所における感染症の方及びまんがまが、感染症の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定訪問看護事業所において、あの指針を整備すること。 三 当該指定が及びまん延の防止のための所述が、訓練を定期的に実施すること。		イ 感染症の防止の ための対策を検討する委員。 当該事業所における感染症の予防検討する感染症の防止のための対策を検討する感染対策を 及びまん延の防止の下「感感外対策委員の 対するをう。)でを含むが望まする。 知よりで含さが望まするにして、 知よりできるが望まするにないできるが望まするを に、、感ではましくるとが識を が出まり、できるが望ますを に、、のできるが望ますを に、、のではないできるにないでものが 連続メンバーとと者、のでともの感対 を明確にとするとも(以下、めので を明確にとすると者、)を決策を 世別である。感染対策を とが、利用者の状況など事業所の状況など事業所の状況など事業所の状況	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		に応じ、おおむね6月に1回以上、 定期的に開催するとともに、感染症 が流行する時期等を勘案して必要に 応じ随時開催する必要がある。	
		感染力のとなる。 感染力のでは、での可能にしての になるない。 をなり、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのというでは、でのというでは、できる。では、ないでは、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ない、では、ない、では、ない、では、ない、では、ない、では、ない、では、ない、では、ない、では、ない、では、ない、では、ない、では、ない、では、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、	
		ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止の 当該事業所における「感染症の予防及び発生時の対策及び発生時の対策及び発生時の対策及び発生時の対策を関係を規定の対策を見ては、事業が大力では、事業が大力でで、事業が大力でで、事業が大力で、大力では、事業が大力では、事業が大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、	
		・	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		ン)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事策所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するのとする。 訓練に関わないものの、机上及び実地で実施するものと変が高切に組み合わせながら実施することが適切である。	
27. 掲示	•		•
(1) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。	条例第78条(第33条第1月)	(24) 掲示 第32条第32条第32条第32条第32条第32条第32条第32条第32条第32条	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(2) 指定訪問看護事業者は、重要事項を 記載した書面を当該指定訪問看護事業 所に備え付け、かつ、これをいつでも 関係者に自由に閲覧させることによ り、前項の規定による掲示に代えるこ とができる。	条例第78 条(第33条 第2項準 用)	② 居宅基準第32条第2項は、重要事項を 記載したファイル等を介護サービスの利 用申込者、利用者又はその家族等が自由 に閲覧可能な形で当該指定訪問看護事業 所内に備え付けることで同条第1項の掲 示に代えることができることを規定した ものである。	
(3) 指定訪問看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 ※重要事項のウェブサイト掲載	条例第78 条(第33条 第3項準 用)		

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否	<u>1</u>
は、令和7年4月1日から施行。 (令和6年条例第34号附則)				
8. 秘密保持等	· I			_
(1) 指定訪問看護事業所の従業者は、正 当な理由がなく、その業務上知り得た 利用者又はその家族の秘密を漏らして はならない。	条例第78 条(第34条 第1項準 用)	(25) 秘密保持等 ① 居宅基準第33条第1項は、指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。	適•	7
(2) 指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	条例第78 条(第34条 第2項準 用)	② 同条第2項は、指定訪問看護事業者に対して、過去に当該指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者であった者家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の看護事等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。		
(3) 指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	条例第78条(第34条第3項準用)	③ 同条第3項は、看護師等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問看護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。		
指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事 業所について広告をする場合においては、 その内容が虚偽又は誇大なものであっては ならない。	条(第35条		適 ・	Z
30.居宅介護支援事業者に対する利益供与の	<u>」</u> の禁止			
指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	条(第36条 準用)	(27) 居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止 居宅基準第35条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。	· · ·	否
31. 苦情処理				_
(1) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	条例第78 条(第37条 第1項準 用)	(28) 苦情処理 ① 居宅基準第36条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する	適・	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
(0) 松卢井田玉井本业 4) 1	A froi lithir = 0	取扱いは、第3の一の3の(24)の①に準 ずるものとする。	
(2) 指定訪問看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	条例第78条(第37条第2項準用)	② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問看護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定訪問看護事業者が提供たサービスとは関係のない容等を記録することを義務づけたものである。また、指定訪問看護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情のけた取組を自ら行うべきである。	
(3) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの問若しくは関して応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	条例第78 条(第37条 第3項準 用)	③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団を連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問看護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。	
(4) 指定訪問看護事業者は、市町村から の求めがあった場合には、前項の改善 の内容を市町村に報告しなければなら ない。	条例第78 条(第37条 第4項準 用)		
(5) 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	条例第78 条(第37条 第5項準 用)		
(6) 指定訪問看護事業者は、国民健康保 険団体連合会からの求めがあった場合 には、前項の改善の内容を国民健康保 険団体連合会に報告しなければならな い。	条例第78 条(第37条 第6項準 用)		
32. 地域との連携等			
(1) 指定訪問看護事業者は、その事業の 運営に当たっては、提供した指定訪問 看護に関する利用者からの苦情に関し て市町村等が派遣する者が相談及び援 助を行う事業その他の市町村が実施す る事業に協力するよう努めなければな らない。	条例第78 条(第38条 第1項準 用)	(29) 地域との連携等 ① 居宅基準第36条の2第1項は、居宅基準第36条の2第1項は、居宅基準第3条第2項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密密を連携に努めることを規定したものである。	適 • 否
(2) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看 護事業所の所在する建物と同一の建物 に居住する利用者に対して指定訪問看 護を提供する場合には、当該建物に居 住する利用者以外の者に対しても指定 訪問看護の提供を行うよう努めなけれ ばならない。	条例第78 条(第38条 第2項準 用)	② 同条第2項は、高齢者向け集合住宅 等と同一の建物に所在する指定訪問看 護事業所が当該高齢者向け集合住宅等 に居住する要介護者に指定訪問看護を 提供する場合、当該高齢者向け集合住 宅等に居住する要介護者のみを対象と したサービス提供が行われないよう、	

県条例及び県規則	—————————————————————————————————————	国解釈通知	
		第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から行き、地域包括ケア推進の観点からうら地域の要介護者にもサービス提供を定定を定めなければならないしたを重音が表のである。なお、こうした都道時のである。なお、に応じて、市町村を付いる見を踏まえて、例えば合いの際、当該上をうのの利用を記さいるのの規定を設けることは立支えないもした。 は、あるいはしたのの規定をであるのの、の、当時に対して、のの、はしないは、は、ないいは、は、ないいは、は、ないいは、は、ないいは、は、ないは、は、ないは、は、ないないは、は、ないないは、は、ないないは、は、は、は、	
33.事故発生時の対応	•		
(1) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	条例第78 条(第39条 第1項準 用)	(30) 事故発生時の対応 居宅基準第37条は、利用者が安心して指定訪問看護の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を想定したものである。指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支	適 · 否
(2) 指定訪問看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	条例第78 条(第39条 第2項準 用)	援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置 を講じるべきこととするとともに、当該事故の 状況及び事故に際して採った処置について記録 しなければならないこととしたものである。 また、利用者に対する指定訪問看護の提供に	
(3) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償す	条例第78 条(第39条	より賠償すべき事故が発生した場合には、損害 賠償を速やかに行わなければならないこととし たものである。	

る相比的問有護の促供によ べき事故が発生した場合は、損害賠償 を速やかに行わなければならない。

第3項準 用)

条(第39条 | たものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定訪問看護の提供 により事故が発生した場合の対応方法 については、あらかじめ指定訪問看護 事業者が定めておくことが望ましいこ
- ② 指定訪問看護事業者は、賠償すべき 事態において速やかに賠償を行うた め、損害賠償保険に加入しておくか、 又は賠償資力を有することが望ましい こと。
- ③ 指定訪問看護事業者は、事故が生じ た際にはその原因を解明し、再発生を 防ぐための対策を講じること。

34. 虐待の防止

指定訪問看護事業者は、虐待の発生又は その再発を防止するため、次の各号に掲げ る措置を講じなければならない。

- 当該指定訪問看護事業所における虐 待の防止のための対策を検討する委員 会(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。) を定期的 に開催するとともに、その結果につい て、看護師等に周知徹底を図ること。 当該指定訪問看護事業所における虐
- 待の防止のための指針を整備するこ

条例第78 条(第39条

準用)

(8) 虐待の防止

居宅基準第74条の規定により指定訪問看護の 事業について準用される居宅基準第37条の2の 規定については、訪問介護と同様であるので、 第3の一の3の(31)を参照されたい。

※第3の一の3の(31)

居宅基準第37条の2は、虐待の防止に関する 事項について規定したものである。虐待は、法 の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高 齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
と。 三 当該指定訪問看護事業所において、 看護師等に対し、虐待の防止のための 研修を定期的に実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施す るための担当者を置くこと。		が極めて高く、指定訪問看護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。	
		・虐待の未然防止 指定訪問看護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。	
		・虐待等の早期発見 指定訪問看護事業所の従業者は、虐待等又は セルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発 見しやすい立場にあることから、これらを早期 に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対す る相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がと られていることが望ましい。また、利用者及び その家族からの虐待等に係る相談、利用者から 市町村への虐待の届出について、適切な対応を すること。	
		・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の 窓口に通報される必要があり、指定訪問看護事 業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行わ れ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協 力するよう努めることとする。	
		以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。	
		① 季信時間 を検討する 発が止めすり を検討する 発が止め を検討する 発が止め を検討する 発生 を と な の の の の の の の の の の の の の の の の の の	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報関議委員会・厚生労働省「医療・適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること	
		と。 虐待防止検討委員会は、具体的に は、次のような事項について検討する こととする。その際、そこで得た結果 (事業所における虐待に対する体制、 虐待等の再発防止策等)は、従業者に 周知徹底を図る必要がある。	
		イ 虐待防止検討委員会その他事業 所内の組織に関すること	
		ロ 虐待の防止のための指針の整備に 関すること	
		ハ 虐待の防止のための職員研修の内 容に関すること	
		ニ 虐待等について、従業者が相談・ 報告できる体制整備に関すること	
		ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること	
		へ 虐待等が発生した場合、その発生 原因等の分析から得られる再発の確 実な防止策に関すること	
		ト 前号の再発の防止策を講じた際 に、その効果についての評価に関す ること	
		② 虐待の防止のための指針(第2号) 指定訪問看護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 へ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 に関する事項 へ に関する事項 へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関す	
		る事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧 に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために 必要な事項	
		③ 虐待の防止のための従業者に対する 研修(第3号) 従業者に対する虐待の防止のための 研修の内容としては、虐待等の防止に 関する基礎的内容等の適切な知識を普 及・啓発するものであるとともに、当 該指定訪問看護事業所における指針に	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		基と、	
35. 会計の区分			l
指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事 業所ごとに経理を区分するとともに、指定 訪問看護の事業の会計とその他の事業の会 計を区分しなければならない。	条(第40条	(32) 会計の区分 居宅基準第38条は、指定訪問看護事業者は、 指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとと もに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事 業の会計を区分しなければならないこととした ものであるが、具体的な会計処理の方法等につ いては、別に通知するところによるものである こと。 ※ 介護保険の給付対象事業における会計の区 分について(H13.3.28 老振発第18号) ※ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等 の取扱いについて(H12.3.10老計第8号)	
36. 記録の整備		•	
(1) 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	条例第77条第1項	(9) 記録の整備	
(2) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の目から5年間保存しなければならない。	条例第77 条第2項	「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
一 第72条第2項に規定する主治の医 第72条第2項に規定する主治の医 指示の文書 二 訪問看護報告書 四 次条においる第19条第2 項の規定による等用する第19条第2 項の規定による字の規定による身体的 拘束等の規定による身体的 拘束等のよりの時間、その際むが 一 第71条第様及び時間、その際むが 有ないのの記録 一 次条にがいて、 一 次条において、 本の記録 一 次条において、 でに、 大条において、 でに、 大条において、 でに、 大名において、 でいた、 でい、 でいた、 でいた、 でいた、 でいた、 でいた、 でいた、 でいた、 でいた、 でいた、 でいた、		また、指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、同条により整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。	

第一章 総則

1. 趣旨

この条例は、介護保険法(平成九年法律 |条例第1条 |第一 基準の性格 第百二十三号。以下「法」という。)第四 十二条第一項第二号に規定する条例で定め る基準及び員数、法第七十二条の二第一項 第一号の条例で定める基準及び員数並びに 同項第二号に規定する指定居宅サービスの 事業の設備及び運営に関する基準並びに法 第七十四条第一項の条例で定める基準及び 同項の条例で定める員数並びに同条第二項 に規定する指定居宅サービスの事業の設備 及び運営に関する基準を定めるものとす る。

1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目 的を達成するために必要な最低限度の基準を定 めたものであり、指定居宅サービス事業者は、 常にその事業の運営の向上に努めなければなら ないこと。

 $2 \sim 4$ 〔略)

第二 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の 拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を 踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率 的な事業実施の観点から本体の事業所とは別に サービス提供等を行う出張所等であって、次の 要件を満たすものについては、一体的なサービ ス提供の単位として「事業所」に含めて指定す ることができる取扱いとする。なお、この取扱 いについては、同一法人にのみ認められる。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状 況の把握、職員に対する技術指導等が-体的に行われること
- ②職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に 管理されること。必要な場合に随時、主 たる事業所や他の出張所等との間で相互 支援が行える体制(例えば、当該出張所 等の従業者が急病等でサービスの提供が できなくなった場合に、主たる事業所か ら急遽代替要員を派遣できるような体 制) にあること
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的 な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時 間、利用料等を定める同一の運営規程が 定められること
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等に よる職員管理が一元的に行われること。 なお、サテライト型指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所の本体事業所が訪 問看護事業所として指定を受けている場 合であって、当該サテライト指定看護小

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		規模多機能型居宅介護事業所が指定訪問 看護を行うものとして①~⑤を満たす場 合には、本体事業所の指定訪問看護事業 所に含めて指定できるものであること。	

2. 定義

この条例において、次の各号に掲げる用 条例第2条 **2 用語の定義** 語の意義は、当該各号に定めるところによ 基準第2条に

- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一 項に規定する居宅サービス事業を行う者 をいう。
- 指定居宅サービス事業者 法第四十 一条第一項に規定する指定居宅サービス 事業者をいう。
- 三 指定居宅サービス 法第四十一条第 一項に規定する指定居宅サービスをい
- 四 利用料 法第四十一条第一項に規定 する居宅介護サービス費の支給の対象と なる費用に係る対価をいう。

五 居宅介護サービス費用基準額 法第 四十一条第四項第一号又は第二号に規定 する厚生労働大臣が定める基準により算 定した費用の額(その額が現に当該指定 居宅サービスに要した費用の額を超える ときは、当該現に指定居宅サービスに要 した費用の額とする。)をいう。

六 法定代理受領サービス 法第四十一 条第六項の規定により居宅介護サービス 費が利用者に代わり当該指定居宅サービ ス事業者に支払われる場合の当該居宅介 護サービス費に係る指定居宅サービスを いう。

七 基準該当居宅サービス 法第四十二 条第一項第二号に規定する基準該当居宅 サービスをいう。

八 共生型居宅サービス 法第七十二条 の二第一項の申請に係る法第四十一条第 一項本文の指定を受けた者による指定居 宅サービスをいう。

基準第2条において、一定の用語についてそ の定義を明らかにしているところであるが、以 下は、同条に定義が置かれている用語につい て、その意味をより明確なものとするととも に、基準中に用いられている用語であって、定 義規定が置かれていないものの意味を明らかに するものである。

(1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事 業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (32時間を下回る場合は32時間を基本とす る。) で除することにより、当該事業所の従業 者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法 をいうものである。この場合の勤務延時間数 は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに 従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、 該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複し て受ける場合であって、ある従業者が訪問介護 員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等 の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤 務時間だけを算入することとなるものであるこ

ただし、雇用の分野における男女の均等な機 会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法 律第113号) 第13条第1項に規定する措置(以 下「母性健康管理措置」という。)又は育児休 業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以 下「育児・介護休業法」という。)第23条第1 項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定 労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護 のための所定労働時間の短縮等の措置」とい う。) が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の 従業者が勤務すべき時間数を満たしたものと し、1として取り扱うことを可能とする。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に 従事する時間又は当該事業に係るサービスの提 供のための準備等を行う時間(待機の時間を含 む。)として明確に位置付けられている時間の 合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務 延時間数に算入することができる時間数は、当 該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤 務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所 において定められている常勤の従業者が勤務す べき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基 本とする。)に達していることをいうものであ る。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介 護のための所定労働

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制動りのにて事業従うないのもいたとして、例外的にして、例外的にできる。同事ないできる。同一業者によって、当該事業所が、は、の事業者であることが、ののででは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	
		また、人員基準において常勤要件が設けられた法事者が労働基準法(以下「新事法(昭和22年産前でいる場合、第65条に規定する休業(以下「産後休業」という。)、母性健康管理措育別、母性健康管理措育別、母性健康管理者の事業に規定では規定では規定では規定では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	
		(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じてい当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間は、当通所介護及び指定通所リハビリテをの単位ごとの開始では、サービスの単位で表の常力では、サーであり、ただし、とのである。とだりまりでありましたが指定の計画では、でありましたが指定の計画では、というを明からかに対して、サービスは、というには、はいうには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、はいうには、はいうには、いうには、はいいうには、はいいうには、はいいいは、はいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいいは、はいいは、はいいいは、はいいいは、はいは、はいいは、はいはいは、はいはいは、はいはいはいは、はいはいは、はいはいは、はいはいは、はい	
		また、指定通所リハビリテーション(1時間以上2時間未満に限る。)又は指定介護予防通所リハビリテーションが、保険医療機関にションが、保険医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料でリカーションが同じ訓練をで実施されている場とに対している。事にでは、ででは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		を算定すべきリハビリテーションに従事して差し支えない。ただし、当該従事者が指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションに従事していない時間帯については、基準第111条第1項第2号又は第2項の従事者の員数及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)の第24号の3の従業者の合計数に含めない。	
		(5)「前年度の平均値」 ① 基準第121条第3項(指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員数を算定する場合の利用者の数の算定方法)、第142条第3項(老人性認知症疾患療養病棟を142条第3項(老人性認知症疾患療養病棟を142条第3項(老人性認知症疾患療養液設でない員を短期入所療養型医療施設でない員者で短期入所療養外護事業所における看護患者の入院患者の資定方法)及び第175条第3項(指定は原患患者の算定方法)及び第175条第3項(指定は所定者的資定方法)及び第175条第3項(指定は所定。)の第2位出行者の第2年3月31日均長的では、計算を1日に対する。当該年度の平均に対する。当時年度の平均に対する。当時年度の平均に対する。1年度とする。以下によりの平均に対する。2年2日では、小数点第2位以下を切り上げるものとする。	
		② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業と開始し、若しくは再開し、又は増床した事業とは施設においては、新設て1年未満の実績しては、前年度の実績が又1年未満の実績合を含む。)の利用者数等は、実績が又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近2の6月における全利用者等の延数を6月間の日数ら1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者等の延数を延日数でには、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者等の延数を延日数でにより満た数とする。ただし、変数を延り、減床後の利用者の近数を延り、減床後の利用者を延り、対しては、これら適切な方法により利用者数を推定するものとする。	
		3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス 等の一体的運営等について 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービス に該当する各事業を行う者が、指定介護予防 サービス等又は基準該当介護予防サービス等 支は基準該当介護予防サービスの 表事業者の指定を併せて受け、かつ、 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの 各事業と指定介護予防サービス等 各事業と指定介護予防サービス等 行び、 各事業と指定介護等の各事業とが同じ事業 が同じ事営されている場合については、 予防における各基準を満たすことによって、 準を満たしているとみなすこととされたが、その 意義は次のとおりである。	
		例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、第一号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)においても、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上配置しな	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		ければならないとされているが、同じ事業所で 一体的に運営している場合には、合わせて常勤 換算方法で5人以上を置かなければならないと いう趣旨ではなく、常勤換算方法で2.5人以上 配置していることで、指定居宅サービスに該当 する訪問介護も、第一号訪問事業も、双方の基 準を満たすこととするという趣旨である。	
		設備、備品についても同様であり、例えば、 定員30人の指定通所介護事業所においては、機 能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する 必要があるが、この30人に第一号通所事業(指 定介護予防通所介護に相当するものとして市町 村が定めるものに限る。以下同じ。)の利用者 も含めて通算することにより、要介護者15人、 要支援者15人であっても、あるいは要介護者20 人、要支援者10人の場合であっても、合計で90 ㎡が確保されていれば、基準を満たすこととす るという趣旨である。	
		要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、指定介護予防サービスの基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。	
		なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。	
		また、例えば、指定居宅サービスと緩和した 基準による第一号訪問事業等を一体的に運営す る場合には、緩和した基準による第一号訪問事 業等については、市町村がサービス内容等に応 じて基準を定められるが、例えば、サービス提 供責任者であれば、要介護者数で介護給付の基 準を満たす必要があるので留意されたい。	
3. 指定居宅サービスの事業の一般原則			
(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	第1項		
(2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	第2項		
(3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その従業者に 対し、研修を実施する等の措置を講じなけ ればならない。	第3項	※第3の一 3 運営に関する基準 (1) 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について 居宅基準第3条第4項は、指定居宅サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に 規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業 所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努め	
(4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅 サービスを提供するに当たっては、法	条例第3条 第4項	なければならないこととしたものである。 この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Long-	

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
第百十八条の二第一項に規定する介護保険 等関連情報その他必要な情報を活用し、適 切かつ有効に行うよう努めなければならない。		termcareInformationsystemForEvidence)」に 情報を提出し、当該情報及びフィードバック情 報を活用することが望ましい(この点について は、以下の他のサービス種類についても同様と する。)。	

第十四章 雑則

1. 電磁的記録等

(1) 指定居宅サービス事業所及び指定居宅 条例第276 サービスの提供に当たる者は、作成、保存 その他これらに類するもののうち、この条 例の規定において書面(書面、書類、文 書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他 文字、図形等人の知覚によって認識するこ とができる情報が記載された紙その他の有 体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定され るもの (第十一条第一項 (第四十一条の 三、第四十六条、第五十八条、第六十. 条、第七十八条、第八十八条、第九十七 条、第百十二条、第百十二条の三、第百三 十四条、第百四十五条、第百六十七条(第 百八十条において準用する場合を含 む。)、第百八十条の三、第百八十七条、 第二百三条(第二百十五条において準用す る場合を含む。)、第二百三十六条、第二百四十七条、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五条において準用する 場合を含む。)及び第二百二十三条第一項 (第二百四十七条において準用する場合を 含む。)並びに次項に規定するものを除 く。)については、書面に代えて、当該書 面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的 方式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であっ 電子計算機による情報処理の用に供さ れるものをいう。) により行うことができ る。

(2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得

て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方

法、磁気的方法その他人の知覚によって認

識することができない方法をいう。) によ

ることができる。

例第276 **第5 執**

1 電磁的記録について

居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条 第1項は、指定居宅サービス事業者及び指定居 宅サービスの提供に当たる者等(以下「事業者 等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽 減を図るため、事業者等は、この省令で規定す る書面(被保険者証に関するものを除く。)の 作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行 うことができることとしたものである。

- (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 する方法または磁気ディスク等をもって調製す る方法によること。
- (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。
 - ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用 に係る電子計算機に備えられたファイル又 は磁気ディスク等をもって調製するファイ ルにより保存する方法
 - ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- (3) その他、居宅基準第217条第1項及び予防 基準第293条第1項において電磁的記録により 行うことができるとされているものは、(1)及 び(2)に準じた方法によること。
- (4)また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

条例第276 条第2項

- 2 電磁的方法について居宅基準第217条第2 項及び予防基準第293条第2項は、利用者及び その家族等(以下「利用者等」という。)の利 便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観 点から、事業者等は、書面で行うことが規定さ れている又は想定される交付等(交付、説明、 同意、承諾、締結その他これに類するものをい う。)について、事前に利用者等の承諾を得た 上で、次に掲げる電磁的方法によることができ ることとしたものである。
- (1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。
- (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示を

県条例及び県規則	条項	国解釈通知	適否
		した場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。	
		(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。	
		(4) その他、居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。	
		(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	